

警察政策学会 ニュースレター VOL.53

～ 警察政策学会は、令和10（2028）年に、設立30周年を迎えます ～

目次

【巻頭言】

行政法学からみる刑事法・刑事政策

——「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯給法）」を素材として

警察政策学会 副会長
一橋大学 理事・副学長、法学研究科 教授 野口貴公美…………… 1

【研究ノート】

予測型警察活動と警察政策

筑波大学 ビジネスサイエンス系 准教授 尾崎 愛美…………… 4

【リレーエッセイ】

「警察政策」との出会いと全国を回って感じた免許行政の今

警察政策学会 交通政策研究部会 連絡責任者
表示灯株式会社 公共事業本部 副本部長 岡本 努…………… 7

お知らせ…………… 9

巻頭言

行政法学からみる刑事法・刑事政策

——「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯給法）」を素材として

警察政策学会 副会長
一橋大学 理事・副学長、法学研究科 教授 野口 貴公美

私の専門は行政法であるが、縁あって、刑事法や刑事政策の領域の政策を議論する場にお招きいただくことが少なくない。行政法学の立場から議論に参加をすると、同じ法律・法制度・政策でも、その「見え方（眺め方）」に、(刑事法学的な見方とは) ずいぶん異なるところがあるように感じられる。

今回は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(犯給法)を素材として、「行政法学からみる刑事法・刑事政策」について、少し、思うところを述べてみたい。ただ、この文章は、刑事法・刑事政策を専門としない「学問的素人」の言説であるから、そこには誤解や理解不足も、多々、含まれていると思う。この点は、あらかじめご容赦いただけたらと強く願っている。

刑事法の究極目的は、個人の法益を保護し、公共の福祉と社会秩序を維持することであり、これは、犯罪を予防し、国民の安全・安心な生活を確保することを通じて達成される。そのような刑事法の世界において、犯罪被害者支援が論じられるようになるまでには長い歴史があったようだが、数々の議論を経て、徐々に、「犯罪被害者の救済が社会全体の安全と法秩序の維持(国民・被害者の法秩序ないし刑事司法に対する不信感の除去)に不可欠である」との認識が広がっていったとのことである。現在、関係者間において共有されているのは、「被害者に適切な支援を行うことで、被害からの回復、被害者の権利利益の保護が図られることとなり、総じて、社会全体の規範意識と安心感を高めることにもなる」という考え方といえよう。

このような観点(すなわち、刑事法学的な観点)から犯給法を分析するとすれば、犯給法(犯罪被害者等給付金制度)とは、国選被害者参加弁護士制度、刑事裁判への被害者参加制度、刑事和解制度、損害賠償命令制度等と並列するものとして、被害者救済(被害者支援)制度のなかに位置づけられるものとして検討されていくことになろう。そして、犯給法の制度設計についていえば、当該給付を要する原因となった(被害をもたらした)「犯罪行為(法秩序のなかで犯罪行為(違法行為)と規定されるもの)」の類型や態様が、大きな議論点となることが予想される。なぜなら、給付制度をまんべんなくすべての犯罪被害に及ぼすことが(財源上の制約等により)できないとすれば、制度設計においては、給付対象の選択が必要となる。この選択の際には、刑事法的な発想からすれば、「社会秩序の維持のためにいかなる犯罪を重点的に予防の対象としていくべきか」が議論を通底する考慮要素となるのではないかと思われるからである。

一方、行政法学的観点からすると、犯給法(犯罪被害者等給付金制度)とは、犯罪被害という特別な被害を被った者に対し、国家が、一定の要件のもとで、金銭給付により補償(犯罪被害者への国家補償)を行うものと「見える」。この場合の給付の根拠とは、「社会(本来、安全・安心であるべき社会)のなかで不可避免的に一部の者に生じてしまった特別な被害を、国家全体で分担する」という考え方となる。このような行政法学的観点から、犯給法(犯罪被害者等給付金制度)をみた場合には、次のような点が検討点になると考える。

第1に、制度設計において、給付対象の選定・選択に関しては、「特別な被害」に着目することとなる。救済の優先度は、より、「特別な被害」を被っているといえる者になり、したがって(原因としての「犯罪」それ自体というよりも)、結果として生じている「被害」の程度、態様、被害者の生活状況といった要素が、考慮点となるのではないだろうか。

第2に、給付決定のスキーム(プロセス)である。行政法的な視点からは、どのようなプロセス(行政過程)を経て決定されるのかは重要な検討点となる。一般論として、給付行政において、給付決定のプロセスは、行政(支給する側)・私人(支給される側)の双方にとって、よりシンプルで、コストの少ない手続となっていることが肝要となる(制度が複雑すぎると行政上のコストが増し、結果、制度自体がうまく

運用されなくなるおそれが生じるからである)。周辺にある法制度の比較も、まずはこの点についての比較となる。比較対象となると考えられるのは、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(被害回復給付金制度)、また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込め詐欺被害者救済法、被害回復分配金制度)、となろう。これら3つの法律・制度を通覧すると、いずれも、被害の拡大防止、被害回復、被害者支援・救済という目的を、犯罪という事実を前提としつつも、刑事法的手法ではなく、行政法のプロセス(申請と申請に対する処分)によって実現する方法を採用していることがわかる。誤解をおそれずに表現すれば、これらの仕組みのなかにおいて、刑事司法のプロセスはいわば前提条件の一つにすぎず、施策の実施は、行政機関による行政的プロセスによって行われていると解することができる。

このような観点から、さらに視野を広げてみると、犯罪被害者救済制度全体の見え方も変わってくるように思われる。現行法制上、犯罪被害者救済制度の基本を定めるのは犯罪被害者等基本法であるが、この法律に基づく各種の基本的施策(相談及び情報の提供等、損害賠償の請求についての援助等、給付金の支給に係る制度の充実等、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、安全の確保、居住の安定、雇用の安定、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等、保護・捜査・公判等の過程における配慮等、国民の理解の増進、調査研究の推進等、民間の団体に対する援助、意見の反映及び透明性の確保)は、いずれも、それぞれ独立した行政施策とみることができるものであり、それらの施策の実現に向けた制度整備においては、組織的整備と権限分配、手続、比例原則や平等原則への配慮、裁量の付与とその統制といった、行政法的検討・議論が必要となる。また、これまでもっぱら刑事法・刑事政策の領域で議論されてきた被害者参加制度や、刑事手続のなかにおける被害者の権利拡充の諸手続等についても、行政法的な視点が有効になるように思われる。

「行政法として刑事法を読む」というアプローチは、単なる学際的試みではない。それは、刑事法が担ってきた役割を相対化し、国家と個人関係を再編成するための理論的作業である。被害者救済制度は、刑事法的見方と行政法的見方の対照をよく示すことのできる素材であり、今後の刑事法学・行政法学の双方にとり、重要な思考の領域であり続けるだろう。

私は日々、刑事法・刑事政策の領域の議論にふれるたびに、これら領域の政策は、「個々の学問領域のなかに自己完結した体系」ではなく、(行政法等の)他の領域と重層的に結びついた法領域として把握されるべきではないかという思いを強くしている。これからも、行政法の研究者として、自分なりの視座と枠組みとで、この領域における「行政法学の貢献の可能性」について考えていくことを続けてみたい。

研究ノート

予測型警察活動と警察政策

筑波大学 ビジネスサイエンス系 准教授 尾崎 愛美

1 予測型警察活動の概念と分類

近年、犯罪対策の分野では、AI・ビッグデータを用いて警察介入の可能な対象を設定し、犯罪を予防し、あるいは過去の犯罪問題を解決する「予測型警察活動」が急速に普及しつつある。予測型警察活動は、犯罪発生 の時間と場所を予測する場所型予測と、再犯の可能性や暴力犯罪への関与リスクの高い人物、潜在的な被害者等を抽出する人物型予測とに大別される。

2 米国における予測型警察活動

(1) 場所型予測——プレッドポル (PredPol)

予測型警察活動の代表例としてしばしば言及されるのが、プレッドポル (PredPol) である。プレッドポルは、2011年にカリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) のジェフリー・ブランティンガム教授とロサンゼルス市警察との共同により開発され、その後、サンタクルーズ市警察など複数の警察機関に導入された。同システムは、過去約10年分の犯罪データ (罪種、発生日時、発生場所) を中核的な入力情報としつつ、街灯の設置数、飲食店の営業時間といった都市環境データを組み合わせて分析を行う点に特徴がある。主な対象犯罪は、自動車盗を含む街頭犯罪、窃盗、強盗・加重暴行、銃犯罪等である。分析手法としては、犯罪が特定地域に集中する傾向を地理的に把握するホットスポット分析理論に加え、犯罪者が一度成功した犯行地点の近接地域で再犯を行いやすいとする「近接反復危害理論」が用いられている。これらの理論を前提に、犯罪発生地点のポイントマップに二次元のカーネル密度推定を適用し、犯罪発生確率の空間的分布を算出するアルゴリズムが構築されている。プレッドポルは、500フィート四方の区画単位で犯罪発生 の蓋然性を予測し、警察官の効率的な配置を可能にする。

開発初期に行われた実証実験では、プレッドポルによる予測に基づいて巡回を行った地域と、経験豊富な専門家の判断に基づいて巡回を行った地域とを比較した結果、プレッドポルは専門家の約2倍の精度で犯罪多発地点を特定したと報告され、導入地域において犯罪件数が大幅に減少したとされてきた。

もっとも、その後の独立した検証においては、こうした評価に疑義も呈されている。例えば、2018年2月25日から同年12月18日までの期間に、ニュージャージー州プレインフィールド警察署において実施された2万3,631件の予測を分析した研究によれば、プレッドポルの的中率は0.5%未満にとどまり、予測された犯罪カテゴリーのうち、実際に警察に発生報告がなされた事案は100件にも満たなかったとされる。この結果は、予測精度の実態や評価指標の設定方法そのものを再検討する必要性を示唆している。さらに、2020年、プレッドポルを開発した企業の本社が所在するカリフォルニア州サンタクルーズ市において、米国で初めて犯罪予測捜査を明示的に禁止する条例が制定されている。これは、予測型警察活動に対

する、透明性、説明責任、差別的影響への懸念が地方自治体レベルで顕在化していることを示す象徴的な事例といえる。

(2) 場所型予測——ショットスポッター (ShotSpotter)

場所型予測のもう一つの代表例が、ショットスポッター (ShotSpotter) である。これは、銃撃発生地点を迅速に特定することを目的とした音響センサー型のシステムである。同システムは、公共施設、街灯、商業ビル、ショッピングモール、集合住宅、さらには携帯電話基地局などにセンサーを設置し、概ね1マイル四方の範囲に20~25個程度のセンサー網を構築することによって運用される。各センサーには、マイク、GPS、メモリ、処理装置、データ送信用のセルラー通信機能が内蔵されており、複数センサーによる音響データを用いた三角測量により、発砲位置を特定することが可能である。システムは、トリガー音の約1秒前から録音を開始し、1秒後に停止する仕組みを採用している。センサーが異常音を検知すると、訓練を受けた専門家が音声データを確認し、音源が実際に銃声であるか否かを判定する。その後、警察にはスマートフォンまたは指令室を通じてアラートが送信され、多くの場合、警察官は30~45秒以内に現場へ到着するとされる。米国では90を超える都市でショットスポッターが導入されており、例えばオークランド市では、導入後、銃撃事件の件数が顕著に減少したと報告されている。

他方、ショットスポッターに対しては、同システムを導入したシカゴ市において集団訴訟が提起されている。原告らの代理人であるマッカーサー・ジャスティス・センターは、同システムの不透明性・不正確性・誤用・財政的コストについて批判した上で、シカゴ市が、黒人とラテン系住民の割合が最も高く、白人住民の割合が最も低い12の警察管区にセンサーを配備し、6か月間に少なくとも82人の黒人男性ないしヒスパニック系男性に対し、ショットスポッターによるアラートを契機として有形力を行使したと主張した。なお、原告の一人であるマイケル・ウィリアムズは、ショットスポッターによるアラートに基づいて殺人容疑で誤認逮捕され、1年近く拘留所に収容されている。本件は、2025年8月に和解が成立し、シカゴ市はショットスポッターとの契約を解除し、2024年9月にシステムの使用を停止している。

(3) 人物型予測——ヒートリスト (Heat List)

場所型予測とは異なり、特定の人物に着目する予測型警察活動の例として、シカゴ警察が導入したヒートリスト (Heat List) がある。これは、「便宜告知プログラム (Custom Notification Program)」の一環として運用されたものである。同プログラムでは、過去の逮捕歴や、将来の犯罪行為に対する潜在的な量刑結果などを基に、暴力犯罪の加害者または被害者となるリスクが高いと判断された人物をリスト化する。リストに掲載された対象者に対しては、警察官や福祉局職員などが訪問し、利用可能な社会サービスを告知することで、犯罪発生を未然に防止することが目的とされていた。エマニュエル市長 (当時) は、既に実施された60件の介入事例のうち、「新たな重罪の逮捕に関与した者は一人もいない」と主張し、一定の成果を強調していた。

しかしながら、どのような要因によってヒートリストに掲載されるのかについては、ほとんど情報が公開されていない。リストに掲載された氏名等を閲覧するための情報公開請求も、「法執行関係者または他の人物の生命または身体の安全を危険にさらすおそれがある」という理由により拒否されている。

3 おわりに

わが国では、京都府警や神奈川県警等において、場所型予測については導入が進みつつある。他方、米

国においてみられるような先進的な予測型警察活動については、今後の導入が見込まれるところである。しかしながら、先進的な予測型警察活動の導入が進められてきた米国においても、その運用にあたっては、様々な課題を抱えている。

すなわち、第一は、予測結果の不確実性である。AIが算出するのはあくまで統計的推論に基づく予測であり、その結果は必然性を持つものではない。したがって、予測結果が十分な検証や説明可能性を欠いたまま警察活動の根拠として用いられる場合、誤った判断や無用な介入につながりかねない。

第二は、データ収集と分析に伴うプライバシー侵害の懸念である。予測型警察活動に用いられるデータには、個人の交友関係、価値観、さらには個人の生活様式に関する情報といった、センシティブ情報が含まれる可能性がある。こうしたデータがAIの学習過程で蓄積されることで、犯罪とは無関係の情報まで解析対象となり、本人の意図や認識と無関係に、行動特性や社会的属性が推論される危険性が生じる。

第三に挙げられる懸念としては、差別や偏見を助長する可能性である。例えば、AIが算出した高リスク地域に警察官が重点的に配置されれば、その地域における検挙率が高まり、その検挙データが再び学習データとして投入されることにより、「高リスク地域」としての評価が強化される。この循環は、データと警察活動が相互に強化し合う自己増幅的サイクルを形成し、特定の地域やコミュニティに対し「犯罪多発地域」「危険人物集団」といったレッテルを貼る結果につながりうる。

このようにみると、予測型警察活動は、警察資源の合理的配分や犯罪予防の高度化という点において有効性を示す一方で、その正当性については、技術的性能のみならず、制度設計および運用の在り方に大きく影響されうるものといえる。特に、予測結果の不確実性、プライバシー侵害の危険、差別的影響の発生可能性といった問題は、AIに内在する構造的課題である。わが国において今後、米国においてみられるような先進的な予測型警察活動が展開される場合には、事例分析のみならず、予測型警察活動をめぐる判例・裁判例や学説、AI規制立法の動向等を踏まえつつ、その導入範囲と運用上の限界を明確にした上で、適切な政策形成を行っていくことが求められると考える。

【主な参考文献】

山本龍彦「予測的ポリシングと憲法：警察によるビッグデータ利用とデータマイニング」慶應法学31号(2015年)321頁

Christopher Slobogin, *Policing As Administration*, 165 U. PA. L. REV. 91 (2016).

Andrew Guthrie Ferguson, *Policing Predictive Policing*, 94 WASH. U. L. REV. 1109 (2017).

星周一郎「ビッグデータ・ポリシングは何をもたらすか?—ICT・AI技術を活用した警察活動に関する議論の展開に向けて—」法学会雑誌59巻2号(2019年)45頁

守山正編著『犯罪予測 AIによる分析』(成文堂、2022年)

リレーエッセイ

「警察政策」との出会いと全国を回って感じた免許行政の今

警察政策学会 交通政策研究部会 連絡責任者
表示灯株式会社 公共事業本部 副本部長 岡本 努

○ 「警察政策」との出会い

私が「警察政策」という言葉に出会ったのは、平成6年（1994年）、英国ポーツマス大学刑事・司法研究所で客員研究員として研究する機会を得たときである。当時の英国一等書記官であった松本光弘氏（後の警察庁長官）のご配慮により実現したもので、同大学は地元警察と緊密に連携した研究等をしており、大学の講義を受けることで昇任試験の一部が免除される制度などもあり、地元警察官たちが学生とともに講義に参加しており、日本とは異なる警察教育の風景に触れることができた。

日本人として初の受け入れだったこともあり、研究所の皆さんには非常に親切にいただいた。研究の一環でワイト島の警察を訪問する際には、毎日ホバークラフトに乗って同島まで渡った。その警察署内には幹部用のパブが併設されており、「帰宅後に飲むより安全だから」という説明に、英国らしい発想を感じた。海外の警察を間近に体験したことで、視野が大きく広がり、私の警察官人生の転機とも言える経験となった。

帰国後には、警察庁に対して研修レポートを提出したが、その際、講義で使用されていた“Policing”という英語をどう訳すかに直面した。辞書を見ても適切な訳語がなく、政治との距離が近かった当時の英国警察の実情を踏まえ、警察にも政策があるのではなどと、既存の「刑事政策」を参考に、“Policing”を「警察政策」と訳してレポートに記した遠い記憶がある。平成8年（1996年）、警察大学校に「警察政策センター」が設立される際には、ポーツマス大学刑事・司法研究所が参考の一つとなったと聞いている。

さらに、この流れは平成10年（1998年）の「警察政策学会」設立時の参加へとつながった。縁あって私は設立時から会員となったが、当時のK理事官から「補佐以上は全員入会するように」と指導があり、会費のみを払い続けた時期も長かったが、定年退職後になってようやく交通部会に参加でき、今に至っている。長年の縁が形を変えて続いていることに深い感慨を感じる。

こうして私の中で生まれた「警察政策」とのつながりは、ポーツマスでの経験に端を発し、今の学会活動へと続いている。今後もこの縁を大切に、引き続き関わっていきたいと考えている。

○ 全国を回って感じた免許行政の今

私が警察庁を令和4年に退職してから3年が経過し、現在は広告会社で公共施設へのデジタルサイネージ設置等の業務に従事している。駅や病院をはじめ、人が多く集まる運転免許センターも重要な設置場所であるため、全国の警察本部や免許センター、警察署を訪問する機会が急増した。これまで警察庁運転免許課に2度在籍し、地方勤務でも交通警察経験者として運転免許行政にも気を配り、一定の理解はあるつ

もりであった。しかし、警察の立場を離れて警察行政の現場を見ることによって、現職時代には見えなかった課題が多く存在することを痛感している。そのような雑感をちょっとだけ述べてみたい。

第一に、警察署における運転免許手続きの実態である。多くの都道府県では免許更新の中心は免許センターだが、地域によっては警察署でも広く対応している。主要警察署のみという県もあれば、全警察署で更新を扱う県もある。新庁舎では免許手続きを前提とした設計が進んでいるが、古い庁舎では手狭な空間の中で様々な涙ぐましい工夫が見えた。例えば、更新手続きの利便性を優先し、通常は1階にある署長室を2階に移し、1階を窓口スペースとして確保している署もあれば、署長室の隣にある幹部打合せ室を講習室に転用したり、講習室の確保が困難な署では、警察署入口付近にパーテーションで仮設スペースを設け、折りたたみ椅子で優良講習を実施していた。こうした例は全国で少なくはなかった。新庁舎の場合は、免許更新のための事務スペースを十分に確保されている一方、建替えの計画がまだ先の警察署において、本来の警察署業務に支障を来すほどの窮屈さを抱えながら運用している実態を目の当たりにし、現場の努力に頭が下がると同時に、早急な対応が必要であることを強く感じた。

第二に、免許試験場で顕在化している外国人対応の課題である。かつて外国免許担当をしていた頃から問題意識はあったものの、実際の現場では想像以上の負荷がかかっている。訪問した免許試験場では、外免切替を求める外国人が窓口前列をなし、通訳を介して担当者と激しいやり取りをする光景が繰り返し見られた。国籍や言語が多様化する中で、運転免許証や書類の真正性確認、試験等の適正実施など、担当者が抱える負担は増大している。制度は全国で同じであっても、現場のリソースやスキルは様々であり、結果として処理速度や対応にばらつきが生じているように見受けられた。

第三に、交通安全協会の役割である。多くの都道府県では、免許更新の受付や更新者講習などで、安協が行政を補完する形で重要な業務を担っている。高齢者対応の丁寧さ、窓口のスムーズな運営など、安協の働きがなければ免許行政は成立しないと言ってもよい。交通安全協会の意義である交通安全活動については、かつては会員募集などにより支えていたが、会員管理やそのメリットの提示が難しくなっており、現在は協力金方式などに変わっている県も多い。協会側は会員や協力者の理解を得るために日々苦勞している。その活動が県民に対して広く認知されるために、警察署などに設置されるデジタルサイネージにおいて、交通安全協会の活動等を紹介することを進めている。

この3年間で、私は北海道から沖縄まで全国の免許行政の現場を訪れ、現職時代よりもはるかに多くの実際の担当者の声を直接聞くことができた。組織の中からは見えなかった課題が、外側に立つことで別の視点から理解できた。とりわけ運転免許行政は、国民皆免許の中、国民のほぼ全員が関わる公共サービスであり、外国人住民の増加もあって、その重要性はさらに高まっている。免許センターは5年に一度は必ず訪れる施設であり、民間企業にとっては魅力的な広告媒体である一方、警察にとっても国民に積極的にメッセージを発信できる貴重な場になるのではないかと考える。

お知らせ

<理事会開催結果について>

○ 令和7年度第3回理事会（書面）の開催

令和7年度第3回理事会（書面）は、下記日程で開催され原案どおり議決承認されました。

1 議決の日

令和7年8月25日（月）

2 議案等

○ 第1号議案 特別調査研究補助申請の承認の件

「諸外国における詐欺対策の調査研究」（研究概要：東南アジアにおける越境組織的詐欺・犯罪資金洗浄の実態及び対策の調査・研究）（外国制度研究部会 世取山 茂氏）

○ 令和7年度第4回理事会（書面）の開催

令和7年度第4回理事会（書面）は、下記日程で開催され原案どおり議決承認されました。

1 議決の日

令和7年10月31日（金）

2 議案等

(1) 議案案件 1件

第1号議案 新入会員の承認の件（12名）

入会が承認された正会員は、次の12名の方です（敬称略・受付順）。

※ 所属・役職は、令和7年10月31日時点

高橋 憲一

池田 泰昭

榎木 昭彦

里見 聡瞭

武次 周一

山本 仁

西郷 正実

石田 高久

増山 芳邦

丸山 慧太

柑本 美和

重江 晶子

(2) 報告事項 1件

○ 「令和7年度警察政策学会シンポジウム開催結果」

令和7年9月5日（金）に、メインテーマ「災害時における警察活動を支える情報通信」を開催し、166名（会場67名、オンライン99名）が参加しました。

○ 令和7年度第5回理事会（書面）の開催

令和7年度第5回理事会（書面）は、下記日程で開催され原案どおり議決承認されました。

1 議決の日

令和7年12月3日（水）

2 議案等

(1) 議案案件 1件

第1号議案 新入会員の承認の件（5名）

入会が承認された正会員は、次の5名の方です（敬称略・受付順）。

※ 所属・役職は、令和7年12月3日時点

檜垣 重臣

三明 翔

濱口 公貴

益田 雄真

糸賀 江蓮

(2) 報告事項 1件

○ 「令和8年度警察政策学会シンポジウムのテーマについて」

令和8年9月4日（金）開催予定の令和8年度警察政策学会シンポジウムのメインテーマ「犯罪被害者支援のこれから―第5次犯罪被害者等基本計画を踏まえて―」については、犯罪被害者支援研究部会を中心に、計画的に推移することとしました。

<シンポジウムの開催について>

令和7年度警察政策学会シンポジウムは、「災害時における警察活動を支える情報通信」をメインテーマに、下記日程等で開催されました。

※ 所属・役職は、令和7年9月5日時点

1 開催日時

令和7年9月5日（金） 13:30～17:30

2 開催場所

ホテルグランドアーク半蔵門

3 メインテーマ

「災害時における警察活動を支える情報通信」

4 基調講演

「災害時における警察活動の生命線」

飯濱 誠（警察庁長官官房技術総括審議官）

5 パネルディスカッション

「災害時における警察活動への期待～技術活用の視点から」

(1) ショートスピーチ

○ 「災害時におけるドローンの役割」

鈴木 真二（東京大学名誉教授／特任教授）

○ 「災害時活動を支援するロボット・AI技術」

田所 諭（東北大学タフ・サイバーフィジカルAI研究センター特任教授）

○ 「KDDIグループの災害対策について」

大石 忠央（KDDI株式会社コア技術統括本部オペレーション本部ネットワーク強靱化推進室長）

- 「平成6年能登半島地震に伴う警察活動」
黒川 清彦（警察庁警備局警備運用部警備第三課災害対策室長）
- 「交通管制における大規模災害発生時の対策」
根木 まろか（警察庁交通局交通規制課交通管制技術室長）

(2) 討 論

- コーディネーター 堀内 雄人（前警察庁長官官房技術総括審議官）
- パネリスト（順不同）
飯濱 誠、鈴木 真二、田所 諭、大石 忠央、黒川 清彦、根木 まろか

(3) 参加者数

166名（会場67名、オンライン99名）

＜警察政策研究センター主催フォーラムの開催＞

警察政策研究センターでは、社会安全フォーラムを開催しました。

1 開催日時

令和7年10月3日（金） 13：30～17：30
（オンデマンド配信：10月14日～令和8年3月31日）

2 開催場所

ホテルグランドアーク半蔵門

3 テーマ

地域社会の多様な主体との連携による「サイバー事案対策の推進」

4 講演・パネリスト

- ◇ 一瀬 圭一（警察政策研究センター所長）
- ◇ 阿久津正好（警察庁サイバー警察局サイバー企画課長）
- ◇ 教学 大介（東京海上日動火災保険株式会社 火災・企業新種業務部サイバー室次長）
- ◇ 花田 経子（慶應義塾大学大学院 KMD 研究所所員）
- ◇ 櫻澤 健一（（一財）日本サイバー犯罪対策センター（JC3）業務執行理事）

＜警察政策学会資料の作成発行＞

令和7年7月以降に発行した警察政策学会資料は、次のとおりです。

No.（発行年月）	標 題	発行部会
第141号（令7.7）	匿流犯罪と市民安全の心技体	市民生活と地域の安全創造研究部会
第142号（令7.11）	即時強制と警察	管理運用研究部会
第143号（令7.10）	日本国外のスポーツ賭博に対するデータ提供及びクルーズ船のカジノの法的検討 ～オンラインカジノをめぐる法的諸問題補論～	ゲーミング政策研究部会
第144号（令7.11）	強制採尿令状入手のための留め置きと電子令状について	刑事警察研究部会
第145号（令7.11）	近代警察史の諸問題 一川路大警視研究を中心に一（第六輯）	警察史研究部会
第146号（令8.1）	地域社会（まちづくり）における新たな警察政策デザインを考える	管理運用研究部会

<図書紹介>

最近の警察政策学会員の執筆・推薦図書紹介

(発行順、敬称略、定価は税込)

編著者	図書名	発行所(発行年月)	定価
高橋 滋 (法政大学教授) 野口 貴公美 (一橋大学教授) ほか編著	行政法 Visual Materials (第3版)	有斐閣 (令7.2) ☎ 03-3265-6811	2,970円
警察政策学会 編	警察政策 (第27巻)	立花書房 (令7.3) ☎ 03-3291-1561	2,640円
警察大学校 編集	警察学論集 (毎月1回10日発行)	立花書房 ☎ 03-3291-1561	1,300円
田村 正博 著 (警察大学校名誉教授、京都産業大学法学部教授)	警察官のための憲法講義 (第三版)	東京法令出版 (令7.9) ☎ 03-5803-3304	2,530円
高村 博紀 編著 坂本 静生 (静岡大学特任教授) ほか著	情報技術 一人工知能— マネジメントシステム 要求事項の解説	日本規格協会 (令7.10) ☎ 050-1741-7520	10,450円
高橋 滋 著 (法政大学法学部教授・一橋大学名誉教授)	ガバナンスと行政法学 —組織管理、法学教育と 東アジア	民事法研究会 (令7.10) ☎ 03-5798-7257	4,950円
津田 隆好 著 (中国四国管区警察局長(前静岡県警察本部長))	警察官のための刑法講義 (第三版)	東京法令出版 (令7.11) ☎ 03-5803-3304	3,080円
田村 正博 著 (警察大学校名誉教授、京都産業大学法学部教授)	全訂 警察行政法解説 (第三版補訂版)	東京法令出版 (令8.1) ☎ 03-5803-3304	4,070円
警察政策学会 警察法令研究部会 監修	令和8年版 警察官実務六法	東京法令出版 (令8.2) ☎ 03-5803-3304	4,620円

※ 出版をされた方又は出版を予定されている方は、下記事務局まで情報をお寄せください。次号にて紹介をさせていただきます。

編集後記

ニュースレターは、年2回発行しています。ご意見・ご感想のほか、会員の方が発行された図書の紹介、入会希望者の推薦などありましたら下記にお寄せください。

記

☆ 警察政策学会 連絡先 (担当：金丸)

電話：03-3230-2918/03-3230-7520 FAX：03-3230-7007 Eメール：asss2@lake.ocn.ne.jp

☆ ニュースレター編集協力 警察大学校警察政策研究センター

電話：042-354-3550 (内線3422) FAX：042-330-1308 Eメール：PPRC@npa.go.jp